

## 第2回男女共同参画審議会

日 時：平成17年9月20日(火)  
午後3時～  
場 所：13B会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 会長，副会長選出
- 5 会長，副会長あいさつ
- 6 議事
  - (1)報告事項  
「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」の概要について
  - (2)審議事項  
「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」への協力・支援について
  - (3)その他
- 7 その他
- 8 閉会

資料 第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや開催要綱

宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成17年7月1日

区分	人数	氏名	性別	所属団体・役職名等	
学識経験者	3	山口 哲子	女	宇都宮文星短期大学教授（女性学）	
		加藤 千佐子	女	作新学院大学女子短期大学教授（児童心理学）	
		藤井 佐知子	女	宇都宮大学教育学部教授（カリキュラム開発学）	
関係機関	2	本間 直子	女	栃木労働局雇用均等室長	
		宇田川 幸代	女	財団法人とちぎ男女共同参画財団 事務局長	
関係分野	商工	1	柿沼 光子	女	宇都宮商工会議所議員・女性部会長
	教育	2	中山 一郎	男	宇都宮市立陽東中学校長
			沼尾 栄子	女	宇都宮市立五代小学校長
	労働	1	砂長 勉	男	日本労働組合総連合会栃木連合会宇河地域協議会 事務局長代行
	保健	1	上野 裕	男	宇都宮市医師会理事
	福祉	1	新井 茂光	男	ディセンターさくら統括責任者
	海外セミナー 一等修了生	1	印波 ナカ	女	平成15年度地域リーダー養成海外派遣団員
	報道	1	水沼 富美男	男	下野新聞社常務取締役 主筆
	法律	1	平野 浩視	男	弁護士
	団体活動	2	小林 博彦	男	男女共同参画社会の実現を目指すつつのみや市民会議 会長
添田 包子			女	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	
公募	2	岸 伸輔	男		
		小針 協子	女		
合計	18	男性：8名，女性：10名			

男女共同参画審議会  
第2回会議録（概要）

- 1 日時：平成17年9月20日（火）午後3時～4時30分
- 2 会場：宇都宮市役所13B会議室
- 3 出席者：山口委員，加藤委員，本間委員，宇田川委員，柿沼委員，中山委員，沼尾委員，新井委員，印波委員，小林委員，添田委員，岸委員，小針委員

4 会議経過：

（1）開会

（2）あいさつ（木村部長）

（3）委員自己紹介

事務局より，宇都宮市男女共同参画推進条例第23条に基づきながら審議会の規定について説明。

（4）会長，副会長選出

委員の互選により，会長に山口委員，副会長に水沼委員を選出

（5）会長あいさつ

（6）議事

審議会を公開とすること，会議録をホームページ上で公開すること，名簿を公開することについて承認を得る。

【(1)報告事項 「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」の概要について】

事務局から，「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」の概要について説明。

（会長）

ただいまの説明について質問はあるか。

（委員）

今年開催される豊橋市では分科会の人数が200人と非常に多いが，宇都宮市ではどうなるのか。

（会長）

豊橋市での分科会の設定は最大200人定員ということであるが，事務局はどう考えるか。

（事務局）

分科会の内容等については今後実行委員会で検討していく。会場の都合により分科会の定員に多少ばらつきがでることもあると思う。

(委員)

要望としてひとつ。参加型の分科会を考えていただきたい。

(委員)

過去の分科会の傾向はどのようなものだったか。また、宇都宮市で開催するにあたっての考え方を説明してほしい。

(会長)

都市会議の性格とか特徴を含め、事務局いかがか。

(事務局)

最初は行政の研修会と情報交換の場であったが、7・8回目あたりから市民協働ということで市民に参加してもらい実施している。宇都宮市での開催にあたっては、今後準備委員会で決めていく。審議会からのご意見もいただきたい。

(委員)

地元の意向で企画できると理解してよろしいか。

(会長)

そう理解してよろしいか。

(事務局)

地元の意向も取り入れながら進めて参りたい。

(委員)

市として初めての事でもあるので、下見に行く計画はあるのか。

(事務局)

準備委員会では、視察と宇都宮市での開催のPRを兼ねて豊橋市へ行く。審議会委員の皆さんもよろしければ参加していただきたい。しかし、研修として旅費の1/3補助で行っていただくことになる。

【(2)審議事項 「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」への協力・支援について】

都市会議開催への協力・支援として、今年度、発足する準備委員会に審議会から委員一名を推薦することを説明  
説明の後、審議に入る。

(会長)

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

(委員)

準備委員会の構成はどうなっているのか。

(事務局)

現在の案では支援団体として「男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議」と「宇都宮市女性団体連絡協議会」から、また、市が人材育成事業として行った“海外セミナー”の修了生で構成する「海外セミナーネットワーク会議」からと県の女性の海外研修修了生で構成する「とちぎつばさの会」からの推薦、それと、関係団体ということで商工団体、学校長会、また市民団体として民生委員児童委員さんからのご推薦、報道関係で新聞社の方、さらに、公募委員3名を加え17名で構成する。

(委員)

商工関係では、できるだけ若いパワーということで青年会議所などから出ていただいてはどうか。若い方々の支援がもらえると良いのではないか。

(事務局)

青年会議所からのご支援もいただきたいところだったが、多忙で会議の出席が難しいとの事であったので商工会議所の総務部長をご推薦いただいたところだ。そこから情報を伝えていただければと思っている。

(委員)

準備会の委員には、審議会からの代表ということで、会長である山口会長にお願いしてはどうか。

(会長)

事務局として案はあるか。

(事務局)

山口会長にお願いしたい。

(会長)

では、当審議会では、全国都市会議を宇都宮市における男女共同参画社会実現にむけた重要な会議とみなし、積極的に協力すること、また、支援体制として審議会から会長を準備委員会委員として推薦することによろしいか。

(委員一同)

異議なし

【(3)その他】

(会長)

その他について、事務局から2つほど当審議会の意見を聴きたいとのことである。1つ目は「男性の育児休業取得促進について」2つ目は「DV 被害者への支援について」である。まず、「男性の育児休業取得促進について」説明をお願いする。

【男性の育児休業取得促進について】

事務局から、(3)その他については、現在の課題について情報提供を兼ね、審議会委員の意見を聴くところであるむねの説明

続いて「男性の育児休業取得促進について」説明。

説明の後、意見を聴く。

(会長)

このことについて、労働局雇用均等室長から説明あるいは情報提供をお願いしたい。

(委員)

数的事業所については、示されたもの以外にはない。県の行った調査では事業所約500件で男性の育児休業取得者がゼロということであるが、私共の事業所調査によると1,000件を超えてやっと1件あるかないかである。男性の育休について、特に報告をもらっているわけではないが、約10事業所程度把握している。それもマスコミに取り上げられたものとか、たまたま分かったところであるが、非常に少ない。

民間で雇用保険に入っている人は4割の休業補償を受けられる。男性の育児休業は期間が短いという特徴があるが、毎年10人くらいの男性が補償の対象になっているとの情報がある。この制度はできてから10年以上経つし、平成16年度に厚生労働省で育児休業を取得した男性は6人だったが、国家公務員全体では100人を超えたという状況もある。これらのことから、育児休業を取ったことのある男性は1,000人単位でいるはずなのだが水面下に埋没してしまっているという感じを受けている。思ったよりもいるはずなのに、企業訪問をしても何年かに一度しか男性の育児休業取得者が出てこない。

国のほうとしては、次世代法の計画の中で、男性が最低1人育児休業を取れば認定がされる。今、県内では認定を目指して取り組んでいる企業5件に若干補助金を交付し、子育てへの取組の広報に協力してもらっている。うまくいけば2,3年後には、本県でも5名の育児休業中の男性のネタが出てくるのではないかとレベルになっている。

(会長)

現状について付け加えていただいたが、男性の育児休業を促進するために何か意見はないか。

(委員)

商工業を代表して申し上げる。職種や企業の大小によって違いが出ている。役所のように簡単に取り組める所と、そんなことをしていたら企業が成り立たないという所といろいろある。一般的な中小企業・零細企業においては男性の育児休業は大変難しい。また、女性でも長期の休みは難しい。企業の中で、その人がベテランであればあるほど替わりの人

を一時的に入れることは不可能に近く、企業にとっては打撃が大きい。そういう状況をふまえて考えていただきたい。

規則ができたことで、皆、啓蒙され、頭では理解している。しかし、なかなか行動には移せないというのが現実だ。だから、各調査をみても、男性の育児休業取得率が上がってこないのではないか。

各企業においては、子どもが熱を出したとき夫と妻のどちらが保育園に迎えに行くかはその家庭によって分担しており、男性も育児に関心を持ってきていると感じている。お産のときは夫も有給休暇を取るなど、自然体で行われている気がする。最近、若い年代では家庭でも男女共同参画が実践されているのではないか。夫が台所に入らないなどということとはなくなっているし、父親が子どものオムツを替えるなど日常茶飯事になっている。そういった父親の参画の仕方はもう行き渡っているのではないか。

(委員)

この問題には2つの視点がある。ひとつは、職場の問題で、これは今の話を聞いていても非常に大きいと思う。学校は育児休業を取ると代替教員が来るので恵まれている。もう一つの視点は、母親という点である。最初の1年位は授乳の問題があるため母親が育児休業を取ることが多くなっているのではないかと考える。

一方で、子の看護休暇というものがあり、実際私のところでも男性が取っている。子どもが少し大きくなると、学校の家庭訪問や授業参観などがあるが、それは父親も母親も参加している。赤ん坊のときだけでなく、子育てを長い期間で考えれば男性も育児参加をしているのではないかと感じている。

(委員)

育児中は遅い出勤や早い帰宅ができると思うが、男性にいきなり育児休業取得を求めるのではなく、勤務時間の短縮などを大きく広報してはどうか。

(委員)

制度としては、時間外勤務免除や短時間勤務などがある。しかし、短時間勤務の利用者は非常に少ない。おそらく、短い勤務時間で働くことが今の会社の制度では難しいのではないかと考えている。各種データからすると、短時間労働で済む部分の仕事は非正規社員で対応しているのではないかと考える。

また、深夜業免除については病院とか福祉施設で要求が多いが、そうなるとシフトが組めなくなるので、もめているケースがある。ある航空会社では、出張の泊も仕事で帰宅できないことから深夜業としたため、シフトが組めなくなってしまった。そこで77人を上限として深夜業免除の申請を受けることとしたが、これについて従業員から訴えがあり、会社側は撤回したというケースがある。深夜業が多く、そこに女性が多くいる職場ではそういう問題が起きているが、歯を食いしばってがんばっている。

(委員)

ミクロ的な視点では障害が大きすぎる。ここは、マクロ的視点で基本的なことを考えれ

ばよい。少子化は児童手当や乳幼児医療費を助成しても解決は難しい。女性を人格的に尊重するとか真に男女平等な社会にならなければ少子化は解決しない。男性の育児休業取得が向上し100%になれば、女性は子どもを産むと思う。そこで、具体的な提案が2つある。1つは、北欧のノルウェーやフィンランド、スウェーデンの男性の育児休業のすばらしい実態を市からPRして欲しい。もうひとつは、民間からやっていくのは非常に難しいので、行政、公務員がリードし、民間の企業が追随するようにして欲しい。

繰り返しになるが、少子化の解決は男性の育児休業にかかっているとんでも過言ではない。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

もうひとつ(3)その他で「DV 被害者への支援について」事務局から説明をお願いします。

#### 【DV 被害者への支援について】

事務局から「DV 被害者への支援について」説明  
説明の後、意見を聴く。

(会長)

事務局の説明について意見はあるか。

(委員)

DV 被害者や行政、ボランティアの方々が一番悩んでいるのは公的な一時保護施設や民間シェルターが絶対的に不足している点だ。これから施設を造るとするのは難しいので、民間シェルターへの運営費補助金でもってできるだけ多くの一時保護施設を増やすことに対応してはどうか。また、マクロ的なことになるが DV や子どもへの虐待、学校でのいじめ、不登校、引きこもりなどは互いに関連しており、現代の病んでいる日本社会を反映したものに他ならないと考える。

(委員)

今のことに付け加えてもらいたいのはネットワーク強化である。DV 被害者支援ボランティアなどを中心に、また、講座を受講していなくても、こころざしのある人たちが、みんなで助け合う網の目のようなネットワークを作り被害者を救えるようにすべきだ。民間シェルターへの補助金などは根幹で、「構造」は絶対的条件である。「構造」を機能させるためにはボランティア的な精神を持った人たちがどれだけネットワーク化して骨身を惜しまず助け合えるかであり、ある意味では市民の民度を表していることになる。子どものころから、いたわりあうという教育も改めてしっかり行い、DV の講座に子ども達も入れたり、学校教育と連携するなどして対処療法から長期的な展望をもった取組を行うべきだ。また、ぜひ、予算はしっかり確保していただきたい。被害者数が多いとか少ないとかの問題ではない。この問題を重点課題として置き、あってはならない、してはならないことだという自覚を市民全体が持つようにしていただきたい。



(委員)

地域の団体，例えば PTA や学校，民生委員などが「地域にアンテナを立てて」とよく言われている。そういう横の連携については先々何か考えていないのか。

(事務局)

民生委員にも協力いただいているが，児童虐待の場合は通報の義務があるものの，DV の場合は努力義務となっていることから，なかなか家庭の中には入れないといった現実があるようだ。そうした民生委員の声を聞きながら連携を図っていきたい。

(会長)

DV の知識をきちんと持つことは大事である。当事者にとっては知られたくないという意識も強くあり，関わり方も大変難しいと思うが，気付いた人が受け止めて専門の相談部門へつなぐといったことが大切である。また，教育ということではすでに起こってしまったことへの対応ではなく，未然防止という意味において子ども達に DV を伝えていくことは大事なことと考えるが，ここにも難しい点がある。大学で DV の講義をすると，そこに傷ついた当事者がいる場合があり，「暴力は連鎖する」などと話すと，後で，おびえた顔で来ることもある。非常に難しいテーマだと思う。いずれにしても，我々市民はこの DV に深く興味と関心を持って関わりながら一人ひとりが支援者になることが大切だと考える。審議会でもこの議論を今後につなげていきたいと思う。

(委員)

パルティは昨年度から配偶者暴力相談支援センターになった。配偶者暴力相談支援センターには保護命令の際に書面を提出する義務があり，そこが一般的な相談所との違いになる。数多くのケースを見てきて思うのは，支援には今すぐにできることと，長期的にすることがあるということだ。県の婦人相談所で一時保護施設を持っているが，そこにいられるのも 2 週間までである。その後は民間シェルターなどをお願いすることになるが，夫と同じ市内などにいると危険なので他市や他県に逃れる人が多い。そうしたときに一番必要となるのは精神的なサポートである。また，今までの生活を全て捨ててくるので，次へのステップとして自分で生活をするための経済的な支えも必要である。子どもがいる場合などは子どもの健康や学校の問題などもあり，非常に難しい。みなさんに出来る範囲でご協力いただけるとありがたい。

(委員)

ちょうど，来年度予算を考える時期に審議会が開かれたこともあり，先ほどの民間シェルターへの運営費補助金などは来年度予算にしっかり反映するよう審議会からお願いしたい。

(会長)

DV 被害者への支援についての財政的な措置として，当審議会からは，民間シェルターへの補助金をしっかりお願いしたい。

( 7 ) その他

事務局より、今後、審議会は必要に応じて開催することを説明

( 8 ) 閉会

## 男性の育児休業取得促進について

### 趣旨

男性の育児休業取得促進の取組について宇都宮市男女共同参画審議会の意見を聴くもの

### 1 取組の必要性

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要である。

特に、男性については職場中心の働き方の大幅な見直しを進め、従来少なかった家庭への参画を促す必要がある。

こうしたことから、男性の育児・介護等の家庭生活への参画を促す取組のひとつとして男性の育児休業取得を促進する。

### 2 男性の育児休業取得の状況

#### (1) 国の調査

厚生労働省でおこなった「平成16年度女性雇用管理基本調査」(調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した10,089事業所であり、回収率は77.0%)によると、育児休業取得率(平成15年度の1年間に出産したもの又は配偶者が出産した者のうち、平成16年10月1日までに育児休業を開始した者)を男女別にみると、女性は70.6%(平成14年度は64.0%)、男性は0.56%(同0.33%)であった。

#### (2) 県の調査

栃木県でおこなった「父親の育児参加促進事業に向けた県民意識・事業所実態調査(平成16年)」(調査対象は、平成13年事業所・企業統計調査事業所名簿から常用労働者5人以上(うち女性1名以上)を産業大分類別、地域別に区分して等間隔に抽出した1,500事業所であり、回収率は30.3%)によると、育児休業取得率(平成14年(平成14年1月1日~12月31日)に出産した者、または育児休業を開始した者)を男女別にみると、女性は82.5%、男性は0.0%であった。

#### (3) 宇都宮市役所の状況

平成15年度の宇都宮市役所の育児休業取得率は、市長事務部局において女性100%、男性0.88%であった。

### 3 本市の取組状況

昨年度3,600事業所に勤労者向けガイドブック「働くあなたのサポートガイド」を配布、今年度は「男女共同参画度チェックシート」を加え、周知啓発を図っている。

## DV 被害者への支援について

### 趣旨

DV 被害者への支援について宇都宮市男女共同参画審議会の意見を聴くもの

### 1 経過

昨年 1 2 月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）が改正され、市町村においても、配偶者暴力相談支援センターの業務を実施することができるようになった。

### 2 本市の女性相談の現状と課題

女性相談所における DV 相談件数の推移（過去 5 年間）

年度	件数（件）	相談に占める割合（％）
平成 1 2 年度	5 3	6 . 1
1 3 年度	6 1	6 . 7
1 4 年度	9 7	1 1 . 1
1 5 年度	1 2 4	1 0 . 2
1 6 年度	2 2 1	1 5 . 7

- ・ DV の相談件数は年々増加傾向にある。
- ・ 相談内容は複雑で多様化しており、専門的で総合的な対応が必要であり、関係機関との連携協力が不可欠となってきている。
- ・ 被害者の利便性、相談機関の選択肢の拡大、加害者からの危険の分散化等を考慮すると、被害者のより身近な場所での相談・支援体制の整備が重要である。

【参考】配偶者暴力相談支援センターの相談件数（栃木県）

年度	件数（件）
平成 1 4 年度	4 5 4
1 5 年度	4 3 4
1 6 年度	8 9 3（内 4 9 7 件はパーティ）

### 3 本市の取組状況

#### （ 1 ） 女性のためのカウンセリングの実施

複雑・多様化する社会情勢の中、さまざまな悩みを持った女性のために、女性カウンセラーにより、年間 2 3 回カウンセリングを実施している。

#### （ 2 ） 女性のための法律相談

社会状況のめまぐるしい変化の中、家族・学校・地域・職場などで起こる諸問題の中で法律問題に悩む女性を対象に、女性弁護士による相談を月 1 回実施している。